

令和6年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年6月6日(木) 13時30分から14時03分

2. 開催場所 保健福祉センター2階大ホール

3. 出席委員 (18名)

会長

会長職務代理 3番 小松 和啓 2番 山崎 彰

委員

1番 山内 茂 4番 藤原 新市 5番 堤 昭雄
6番 竹村 純吉 7番 三谷 富重 8番 西村 広幸
9番 三木 克司 10番 岡本 博臣 11番 竹平 豊久
12番 西岡 久 13番 森田 良彦 14番 上島 陽子
15番 五百蔵 純太 16番 門脇 義人 17番 岡田 修
18番 宗石 大輔

4. 欠席委員 (1名)

19番 原 心一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号 非農地証明願いについて
第4号 使用貸借返還通知報告について
第5号 農地法第5条の規定による届出について(報告)
第6号 香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第7号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充
事務局次長 岡村 昭彦
事務局主幹 高月 陽生
農地班長 恒石 政志
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

事務局

開会(13時30分)

全員お見えのようですので、会を始めたいと思います。会の前にですね、原会長の方がちょっと農作業中にちょっと転落をしまして、大腿骨を骨折をする大けがとなりました。今近森病院の方へ入院をしていますが、明日にはJAの南国の方の病院に転院されるという事でございます。また、コロナ、新型コロナウイルスがまたちょっと流行ってるみたいで、そのなかなか面会もできんという状況です。また様子が分かりましたら、また次の定例会でもお話をさせてもらいますが、ひょっとしたら、次の定例会も難しいということで、今日は小松さんの方に代理で職務をやっていただくようになっております。また詳しいことが分かり次第また委員の皆様にはご報告をしたいと思います。以上です。

事務局	それでは定刻になりましたので、始めたいと思います。 それではただ今から、令和6年 第6回の農業委員会総会を開催致します。香美市農業委員会会議規則 第3条 会長は、議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いするところですが、本日が会長が欠席になっていますので会長代理の小松委員さんに議長をお願いしたいと思います。お願いします。
議長代理	すいません、今日は会長の代理ということで、ちょっとメガネが曇りますのでマスクを外させていただきます。原委員長さんとはもう10年位になりますが、会長が休んだっていうことは初めてのことになります。私も代理ということで不慣れで初めてのことでするのでどうなるかわかりませんが、ひとつよろしくお願い致します。その前に先だって5月の終わり、28日でしたか、大雨が降りまして、大栃では時間雨量80.5ミリとかいう大雨が降りまして、それから繁藤の方では6時間で253ミリとかいう大雨が降っております。繁藤以外にも県内6か所で今までの最高の雨量を記録しておると地方気象台の方が言っております。この地区もやっと田植えがもう終わろうとしております。5月の中時分から始まって、もうそろそろ終わりの時期来ております。今日ひとつ何卒よろしく申し上げます。 本日議案の訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録の署名人の指名をさせていただきます。山内委員、そして山崎委員にお願いをしますのでよろしく申し上げます。 それでは順次、会に入っていきたいと思いますので、議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に提案致します、案件は4件となっております、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町船谷の農地2筆で合計面積412㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町植の農地で面積51㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野の農地2筆で合計面積1,560㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町菰生野の農地1筆で、面積は328㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。以上です。
議長代理	はい、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方、挙手をお願いしたいと思います。何かありませんかね。
委員(17番)	はい。
議長代理	はい、どうぞ。
委員(17番)	ちょっと気になるんですけど、4番ですよ、これ農地、現状農地じゃないですよ、農地で購入するってことですか。
事務局	あのう、畑ということで399-1のところです、その駐車場みたいなところは農業用の車の出入りということで話が来てました。

議 長 代 理	それでいいですかね。
委員 (17 番)	はい。
議 長 代 理	他にございませんかね。
	----- 質 疑 な し -----
議 長 代 理	無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか。
	----- 異 議 な し -----
議 長 代 理	はい、それでは議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして原案通り賛成の方挙手をお願いします。
	----- 全 員 挙 手 -----
議 長 代 理	はい、有難うございました。全員賛成です。 続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明をお願いします。
事 務 局	議案第 2 号 農地法第 5 条による許可申請について説明致します。 1 番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町白川字西平 3 6 1 番 1、地目は田、面積は 378 m ² 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は木造 2 階建て住宅、転用事由は議案書のとおり。資料は 5、農地区分はその他 2 種農地、調査員は五百蔵委員です。 申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため 2 種農地になります。以上です。
議 長 代 理	はい、以上、説明が終わりましたので補足説明を五百蔵委員さんからお願いします。
委員 (15 番)	それでは資料の 5 をお願いします。まず 5-1 ですが、近辺の地図が載っておりまして、その左下、361-1、赤い枠で囲ってありますが、ここです。県道のすぐ下です。場所を詳しく申しますが、資料 5-2 の下をお願いします。361-1、そうして黄色い点線で囲んでありますが、この下の図面の写真の上の方、②と赤い数字が入ってます。このちょっと右と言いますか、土佐山田寄りですが、前三谷ミートがありまして、今ビール工場が建ってます。物部川を挟んだ向かい、北岸の位置であります。ご本人の希望によりですね、どうしてもここ気に入ったということで川のすぐ上で、ひょっと大雨の日なんかゴォゴォと音がして水が流れるので子供が怖がるんじゃないだろうかという心配もありますが、どうしてもご本人の意思が強いので承認したという形になっております。それから後資料 5-3,4 にも添付資料ついて、一応処理がされておりますので、これで行きたいと思います。よろしくをお願いします。
議 長 代 理	はい、有難うございました。本人が気に入ったところで、ちょっと自分らあの方ではちょっとあれですけど、本人が気に入ったようですので。 それでは議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請ですが、何か質問ございませんか。 格段ございませんか。

	———質 疑 な し———
議 長 代 理	それでは採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。
	———異 議 な し———
議 長 代 理	それでは議案第2号農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
	———全 員 挙 手———
議 長 代 理	はい、有難うございました。全員賛成です。 続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請地は土佐山田町小田島字後口田266番4、地目は畑、面積は112㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は門脇委員で資料は6です。 2番、申請地は土佐山田町楠目字高ソトバ624番2、地目は畑、面積は69㎡、利用状況は墓地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は7です。 3番、申請地は土佐山田町楠目字大西土居369番、地目は畑、面積は238㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は堤委員で資料は8です。 4番、申請地は香北町有瀬字下中川471番2、地目は畑、面積は518㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は有光推進委員で資料は9です。 5番、申請地は物部町久保堂ノ岡字中久保166番、地目は田、面積は178㎡、利用状況は墓地と庭、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹平委員で資料は10です。 6番、申請地は物部町大栃字土居1470番1、地目は畑、面積は128㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は山崎委員で資料は11です。以上です。
議 長 代 理	一応終わりましたので補足の説明をお願いしたいと思います。1番につきまして門脇委員さんお願いします。
委員（16番）	すいません、そしたら資料の6を見て下さい。資料6-1、現場は高知スチロールのちょうど南側になりますが、福永建設のちょうど南裏手になります。続いて資料6-2の①をご覧ください。現場は、この申請地はこの黄色の線になってるところですけど、もう屋地一式の中に入ってます。そして隣接地がありますけど、その方にはもう同意を貰っておりますので別に問題は無いと思います。以上です。
議 長	はい、有難うございました。続きまして堤委員に2番と3番の補足説明をお願いします。
委員（5番）	それでは資料7-1をご覧ください。場所は同じ病院の南側になります。この隣接する両側、そして一段低い南側も全て墓地になっております。問題無いと思います。そして続きまして資料8をご覧ください。ここは楠目小学校があります。その南の東へ入ったところです。ここも随分昭和の終わりごろから建っているということで、この上段の方に同意をいただいているということで、問題無

	いと思います。以上です。
議 長	はい、有難うございました。続きまして4番の件につきまして有光推進委員さんをお願いします。
推 進 委 員 (12 番)	はい、資料9の方をご覧下さい。場所は有瀬の公民館を通過しまして有川の方へ行くとところと西峯の別れのちょうどそのところですよ。申請者、所有者の方がこの辺り一帯土地を持っとりまして、471-2 というところに申請者の自宅を建てて、昭和55年、以前、その頃から宅地として利用してるということでございます。以上です。
議 長 代 理	はい、有難うございました。続きまして、5番の件で竹平委員さんをお願いします。
委員 (11 番)	はい、それでは資料の10-1と10-2をご覧下さい。場所ですが、大栃から西熊溪谷方面沿いへ約11キロ入ったところにあります。久保堂ノ岡地区ということです。資料10-1の地図では、右の方に黒線で示している道路が県道久保大宮線で、この県道から手前ですが、枝分かれをして市道堂ノ岡線が上がっています。その市道の終点近くになります。現在の状況ですが、10-2の写真です。内容の説明がある通り、経年の変化で放置農地は家屋と庭とそれから平成13年11月と刻んでおりますが、お墓が建てられたところがですね、一体化しております。農地の体は現在無しておらず、問題は無いというふうに思います。以上です。
議 長 代 理	はい、有難うございました。続きまして、6番の件につきまして山崎委員さんをお願いします。
委員 (2 番)	はい、資料11です。地図を見てもちよっとわかりにくいかもしれませんが、大栃の旧物部市役所の前になります。ちよっとわかりにくい。資料、写真の1,2,3,4を見てもらったらわかりますが、もう家建ってますが、もう20年近く空き家になってました。これは今回リフォームして空き家バンクに登録しようとした時に農地だということが分かって、非農地の申請になったということです。以上です。
議 長 代 理	はい、有難うございました。それでは議案第3号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かございませんでしょうか。 ございませんかね。
	----- 質 疑 な し -----
議 長 代 理	格段無いようですので採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。
	----- 異 議 な し -----
議 長 代 理	はい、それでは議案第3号非農地証明願いについてですが、賛成の方の挙手をお願いします。
	----- 全 員 挙 手 -----
議 長 代 理	はい、有難うございます。全員賛成ということです。 それでは続きまして、議案第4号使用貸借返還通知報告についての説明をお

願います。

事務局

報告第4号 使用貸借終了農地返還通知についてです。
報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、申請地は土佐山田町宮ノ口の農地2筆で、合計面積は2,079㎡、貸人及び借人、解約日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。以上です。

議長代理

はい、議案第4号の使用貸借返還通知報告について説明がありました。何かご質問がありませんでしょうか。

格段ありませんか。

-----質疑なし-----

議長代理

格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。

それでは議案第5号農地法第5条の規定による届出報告について説明をお願いします。

事務局

報告第5号 農地法第5条届出報告についてです。
報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町秦山町の農地1筆で、面積は407.63㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は12です。
よろしくお願いいたします。

議長代理

何か質問はございませんでしょうか。

-----質疑なし-----

議長代理

格段無いようですので、報告のみとさせていただきます。

それでは続きまして議案第6号香美市農用地利用集積計画について諮問ですが、説明をお願いします。

事務局

はい、議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理事業になります。

1番、土佐山田町中野の農地5筆、合計3,643㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は13です。

2番、土佐山田町松本の農地2筆、合計2,260㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は14です。

3番、土佐山田町山田の農地7筆、合計6,767㎡を[]の[]さんから高知県農業公社が借り受けます。この後、[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は15です。

続いて、通常の貸借権になります。

4番、土佐山田町町田の農地2筆、合計2,053㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻、野菜を栽培します。資料は16です。

5番、土佐山田町下ノ村の農地、3,588㎡を[]の[]さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は17です。

6番、土佐山田町の農地3筆、合計2,477㎡を[]の[]さんが借り受け、つくね芋を栽培します。資料は18です。

7番、土佐山田町岩次の農地8筆、合計7,504㎡を[]の[]さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は19です。

8番、土佐山田町戸板島の農地2筆、合計3,758㎡を7番と同じ■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は20です。

9番、香北町垂生野の農地2筆、合計1,998㎡を■の■さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は21です。

10番、香北町西川の農地、781㎡を9番と同じ■さんが借り受け、ニラを栽培します。資料は22です。以上です。

議長 以上、説明が終わりましたので、採決に入りたいと思いますが、関係する委員さんがおいでますので■君には一旦席を引いていただいて、先に採決したいと思います。よろしくお願いします。

———■退席———

事務局 それでは説明がありました申請番号7番、8番の件につきまして皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かありませんか。
ございませんかね。

———質疑なし———

議長代理 格段無いようですので、岡田修一君の件につきまして賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長代理 はい、有難うございます。全員賛成です。
■君、入って下さい。

———■入席———

議長代理 それではその他の件につきまして、すべての件につきまして皆さん方から意見をいただきたいと思いますが、何かありませんでしょうか。
ございませんか

———質疑なし———

議長代理 格段無いようですので採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

———異議なし———

議長代理 それでは議案第6号の香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、賛成の方は挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長代理 はい、有難うございます。全員賛成です。
続きまして議案第7号のその他の件になってますが、何か事務局の方からございますか。

格段無いようですので、このあと農地利用最適化推進委員との意見交換会に入りたいと思いますが、ちょっと少休止を取って。皆が集まり次第始めたいと思います。よろしくお願いします。

閉会 (14時03分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 小松和啓 (印)

署名人 山内茂 (印)

署名人 山崎 彰 (印)